

## 第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

### ①第三者評価機関名

公益社団法人 岡山県社会福祉士会

### ②評価調査者研修修了番号

S2021082、SK2021218、S2021083

### ③施設の情報

名称：岡山県立成徳学校	種別：児童自立支援施設	
代表者氏名：校長 寺岡 牧	定員（利用人数）：90名（暫定46名）	
所在地：岡山市中区平井2丁目2572番地		
TEL：086-272-1268	ホームページ： <a href="https://www.pref.okayama.jp/soshiki/195/">https://www.pref.okayama.jp/soshiki/195/</a>	
<b>【施設の概要】</b>		
開設年月日：1937/4/1		
経営法人・設置主体（法人名等）：		
職員数	常勤職員：32名	非常勤職員：5名
有資格 職員数	社会福祉士：5名	公認心理士：4名
	管理栄養士：1名	
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
	通常寮 5室×6寮=30室 多目的寮 5室×1寮=5室	岡山市立緑ヶ丘中学校、岡山市立平井小学校分教室、米山会館、武道場、プール、体育館、ミニコート、グラウンド、農場、調理棟(業務委託)、訓練棟(木工室、陶芸室)、備前焼窯、校長舎

### ④理念・基本方針

#### 【理念】

WITHの精神を基盤として、職員と児童がともに学び、ともに働き、ともに汗し、生活をともにしながら「児童の権利擁護」を推進し、「児童の最善の利益」を絶えず追及する。

#### 【基本方針】

- ・施設の使命は児童の自立支援にある。
- ・児童は社会の一員として生命の尊厳が守られ、施設という集団生活の中においても、個の尊重が守られなければならない。

- ・ 家庭舎（寮）の運営を基盤とした支援機能を充実させる。
- ・ 家庭（家族）支援をする。
- ・ 施設の社会化・児童の社会化を目指す。
- ・ 職員の資質向上のため職員研修をおこなう。
- ・ 学校教育と連携する。

### ⑤施設の特徴的な取組

小舎夫婦制を基本方針としており、子どもたちは寮長夫婦、副寮長の3名の職員とともに生活をしています。また、子どもたちに寄り添う支援、全人的支援を目指した取り組みが行われています。

### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	2024年7月1日（契約日）～ 2025年3月25日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和2年度

### ⑦総評

#### ◇特に評価の高い点

#### 評価対象Ⅰ 支援の基本方針と組織

「小舎夫婦制」を採用している受審施設としては、この機能を継続していくため寮長・副寮長の休暇を確保するため「交代寮」に子どもを移動させ、一定期間別の職員が支援を担当するしくみを取っています。現時点では試験的な取り組みであり、引き続き問題点や課題を整理し、継続的な運用につなげていく予定です。

#### 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

養成校からの実習生受け入れはもちろんのこと、地域連携や教育支援、関連機関との連携に視点を置いた各種見学・実習受け入れを積極的に行っています。具体的な実績（見学と実習）は、2023（令和5）年度は地域連携として547人、教育機関として1,244人、支援連携機関として522人となっています。また、受け入れ態勢の強化として、現在空きとなっている1寮を実習生の宿泊施設として活用しています。

「施設の社会化・児童の社会化」をめざす受審施設は、職員家族で組織する成徳学校町内会が平井学区連合町内会に加盟し、地元地域との交流を深めています。また、町内会の各種行事への参加や受審施設内の場所・設備の提供・貸与、施設行事への招待など、今や受審施設は地域社会の一員として存在し、機能しています。

130年を越える長い歴史のある施設だけに数多くの団体、個人がボランティア活動を行っています。BBSや更生保護関係団体をはじめ、企業のCSR（社会貢献活動）や市民・宗教団体など年間で200人～300人が活動をしています。

#### 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

受審施設が独自に作成し、入所する子どもに配布する「成徳学校の暮らしとともに(権利ノート)」は、子どもの視点から、自らがもつ権利を分かりやすく説明しています。

受審施設が、児童相談所や入所する子どもの出身小中学校や児童相談所の教職員を招いて定期的に行う「◇◇くん／〇〇さんの応援会議」は、受審施設ならではの特長的な取り組みです。とりわけ、出身校の教員を招くことについて受審施設は、子どもがいずれは地元地域に帰ることを前提に、地元の学校とのつながりを保つ意味を強調します。子どもを第一に考える受審施設の姿勢が表われています。

入所する子どもの退所に備えて「アフターケア実施要領」を策定し、寮の担当職員・家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)・自立支援担当職員が協働して進学・復学先の学校や、就職先事業所、転入先施設などとの連絡調整、家庭環境・交友関係・地域環境の調整、日常生活の支援、問題行動やトラブル発生時の対応などを行う体制を整えています。

## 評価対象 内容評価

退所後の子どもたちの姿を見据え、きめ細やかな支援が行われています。まずは職員が手本を見せ、一緒にやってみる、子どもたちがする。子どもたちの成長、発達に合わせながら、スモールステップを大切に支援されています。

受審施設、学校職員と共に昼食を摂っており、あたたかな雰囲気での昼食、子どもたちの理解が深められています。

寮担当職員と共に、心理担当職員が配置されており、日常的に細やかな心理的ケアができており、保護者、学校、児童相談所等と情報共有が行われ、共通の目標を持ち、子どもの自立に向けた支援が行われています。

## ◇改善を求められる点

### 評価対象Ⅰ 支援の基本方針と組織

中・長期計画(「成徳学校の今後について(中・長期計画と展望)」)が策定されており、その内容は、目的、計画の進行管理の責任組織、具体的な事業計画、それぞれの事業計画に対し現況を示したものとなっています。但し、それぞれの事業の完了が、いつまでになされるのか明確に示されていません。今後、各計画の確実な達成のためにも、完了年度を明確にしていくことを希望します。

### 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

受審施設のホームページは存在しますが、更新がほとんどなされていません。今後はホームページの活用の方法や SNS の活用の可能性についても検討され、より開かれた受審施設となるための一助となることを希望します。

専門的な知識・技術をもつ受審施設の機能を地元地域に提供する体制が整備されていません。連合町内会との協働関係など従来からの取り組みに加え、最近では県内の大学や専門学校、民生委員児童委員への講義、講話もはじめていますが、基本方針や基本指針、事業計画にある「施設の社会化」を実現するためには、社会福祉

法が要請する「地域福祉の推進」を踏まえ、地域課題を把握し、施設のもつ機能(資源)を地域社会に提供する取り組みを検討されてはいかがでしょうか。

### 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲを総じて懸念される場所ですが、受審施設をはじめ「小舎夫婦制」をとり家庭舎(寮)単位の支援を行う児童自立支援施設にあっては、何かにつけて寮長・寮母・副寮長の裁量に委ねる部分が多くなりがちなようです。抱え込みや過度な負担が生じやすい、また、相互けん制機能が働きづらい支援体制にあることを常に意識した運営管理を行う必要があるのではないのでしょうか。

今日、支援内容の自己評価(チェック)や根拠(エビデンス)に基づく支援の実施が求められています。とりわけて受審施設のように寮単位の小舎夫婦制をとる支援形態にあっては、恣意的な支援を排除し、支援の正当性(正統性)を明らかにすることが極めて重要だと考えます。受審施設では応援会議の開催や支援計画作成(更新)時に全児童自立専門員による検討を行うなど、これまでも積極的に改善を行っていますが、今一度改めて支援の標準化を時代の要請と受け止め直し、次へのステップとして、例えば各寮における日々の支援内容にも踏み込んだ標準化を行うなど、なおも一層の改善に向かわれてはいかがでしょうか。いわゆる「守るべきは守り、変えるべきは変える」に大いに期待するところです。

前回の第三者評価時まで実施していた「くらしアンケート」が行われていません。現在は寮担当職員の聞き取りによる「暴力防止アンケート」を行っていますが、生活全般にわたる状況や課題を把握するには至っていません。受審施設ではこの他にもさまざまな方法で子どもの意見や心情を把握する取り組みを行っていますが、それらを一つに集約するしくみは整っていません。現状では「くらしアンケート」の再開(暴力防止アンケートとくらしアンケートをともに実施)などを検討いただけないのでしょうか。

### 評価対象 内容評価

スポーツ活動は、教育・療法の一貫として捉えられていますが、中には嫌がる子どももいます。団体競技の場合人数の関係もありますが、同一種目を一緒にするというだけでなく、文化活動に力を入れるなど選択肢の幅が広がることを期待します。

また、学校受審施設では、一部のクラブや生徒会活動を除き、基本的に男女は話をしないというルールがありますが、退所後や社会に出た時のために、入所時から男女の適切なコミュニケーション方法を身に着けられる機会があればと期待します。

加えて、調理に関して、入所する子どもの将来のことを考慮し、女子には毎日の晩御飯を自らつくることができるよう材料のみを配布し、食事作りを支援できるよう配慮されています。ところが、男子は土曜日のみでそれ以外の日は実施されていません(配膳、後片付けなどは男女とも寮ごとに当番を決めて行っています)。今後は、性別にかかわらず可能な範囲で本人の希望を聞いて誰でも食事を作ることがで

きるようなしくみを試みてはいかがでしょうか。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

貴重な評価とご指摘をありがとうございました。ご指摘頂きました改善点につきましては、鋭意検討及び協議をすすめて参ります。特に、男女のコミュニケーションや性別にかかわらない活動内容等の整備につきましては、時代の要請といった観点からも、具体的な検討を図って参る所存です。また、中・長期計画の完了年度につきましても、明記していくよう進めます。ありがとうございました。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童自立支援施設）

### 共通評価基準（45項目）

#### 評価対象Ⅰ 支援の基本方針と組織

##### Ⅰ－1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ－1－（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ－1－（1）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念・基本方針はパンフレットで明示するとともに掲示物などで表明しています。職員には運営委員会、児童自立支援専門員会等で周知されています。施設長や担当職員からのヒアリングやエピソードからも、その意味を読み取ることができました*1 *2。但し、その内容に関し定期的な検討はなされていません。</p> <p>2025(令和7)年度は「岡山県社会的養育推進計画」の更新年度に当たります。これを機に、理念・基本方針について、職員全員で検討してみたいかがでしょうか。そして、子どもや地域社会にその内容を周知するため、入所のしおりなどに、わかりやすい表現で記載することを試みたいかがでしょうか。</p> <p>*1 支援のあり方に関するエピソードとして、普段の職員間とのコミュニケーションの中で、各寮の寮長・副寮長と子どもたちとの間の扉は常に開けておき、いつでも子供の訴えや思いを受け止める体制を作っておくことが代々伝えられている。</p> <p>*2 ヒアリングの中で、家庭や生活を中心とした支援(家庭モデル・生活モデル)を実践していることが確認でき、このことは基本方針と一致している。</p>		

##### Ⅰ－2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ－2－（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ－2－（1）－① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>月報や年報に集計された基本データと時系列整理をもとに支援がなされ、その方向性は一貫しています。また、それらの内容はわかりやすくパンフレットに落とし込まれ、関係機関や関係者への説明資料としても活用されています。その基</p>		

本データが示す傾向は施設長や担当職員のヒアリング内容とも一致しており、そのことは基本データを的確に把握・分析したうえで支援がなされていることを裏付けています。		
③	I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目③ならびに④で述べる中・長期計画(「成徳学校の今後について(中・長期計画と展望)」)では、評価項目②で触れた基本データをもとに構築され、それをもとに経営課題が具体的に示されています。また、その都度変更・追記されています。その中では、例えば「交代寮*」の運営継続など、具体的な取り組みが進められています。</p> <p>*「小舎夫婦制」を採用している受審施設としては、この機能を継続していくため寮長・副寮長の休暇を確保するため「交代寮」に子どもを移動させ、一定期間別の職員が支援を担当するしくみを取っている。現時点では試験的な取り組みであり、引き続き問題点や課題を整理し、継続的な運用につなげていく予定である。</p>		

### I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・①・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目③で述べた中・長期計画(「成徳学校の今後について(中・長期計画と展望)」)が策定されています。その内容は、目的、計画の進行管理の責任組織、具体的な事業計画、それぞれの事業計画に対し現況を示したものとなっています。但し、それぞれの事業の完了が、いつまでになされるのか明確に示されていません。今後、各計画の確実な達成のためにも、完了年度を明確にしていくことを希望します。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・①・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>単年度事業計画である「年報」には、毎年度の運営方針が記載されており、その内容は、前述の中・長期計画評価項目④で述べた中・長期計画(「成徳学校の今後について(中・長期計画と展望)」)の内容と一致しています。この内容は、職員会議や関係機関への配布を通して周知が図られているものの、2023(令和5)年度の発刊が遅れています。早急な対応を求めます。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・①・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>単年度事業計画である「年報」には、事業内容として、施設運営や寮舎運営、学校教育、各活動、医療的支援、各委員会活動などが細かく記載されており、単年度の達成度について各分野で評価がなされています。これについては、一部が中・長期計画に反映されていますが、見直しという観点からみるとそれぞれの分野について、前述の中・長期計画への反映が十分ではありません。評価項目 4 とも関連し、今後は、中・長期計画の充実がより一層求められます。</p>		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもに対しては、寮ミーティングでその内容が周知されています。ところが、評価項目 5 で述べたように、「年報」の発刊が遅れています。評価項目 21 で述べる公表や周知方法の工夫も踏まえ、今後の検討課題と言えます。</p>		

#### I—4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自己評価は、あり方検討委員会を中心として定期的を実施していることは議事録で確認できましたが、実施後の振り返りについては確認できませんでした。また、その実施方法については 2023 (令和 5) 年度には初めて個々の職員で実施するなど、実施方法を工夫しながら組織的に行っているものの、機能的な活用までには至っていません。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>前回の第三者評価で指摘した標準的な実施方法に関するマニュアル整備については、あり方検討委員会で検討されており、そのための資料集めまでは進んでいますがその後の完成については確認できませんでした。一方、中・長期計画(「成徳学校の今後について(中・長期計画と展望)」)で挙げられていた子ども個別の支援に関しては、応援会議(週 1 人～3 人、関係者が参加し毎回 40 分程度一人の子どもに焦点を当て課題や支援体制を検討する)を行い、サービスの質向上に向けた取り組みを継続的に行っています。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ



		第三者評価結果
Ⅱ—1—（1）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—（1）—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長(校長)は、2024(令和6)年4月から着任であり、受審施設としての方向性やあり方についてその内容示すには時間が短いものの、過去に受審施設で働いた経験や他の児童自立支援施設で働いた知識・技術・価値を活かし、朝礼やその他の場面で発信をしています。その内容は、副施設長(副校長)の施設概要の説明や考え方、受審施設の運営方針と一致しています。また、施設長(校長)の役割や責任については、運営規定に明示しています。</p>		
11	Ⅱ—1—（1）—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目10で述べたように、その経歴から社会的養育に関する知識・技術・価値は十分であり、今後受審施設があるべき方向性や課題、問題についても整理されており、明確なビジョンを持っています。法令順守の理解に関する取り組みについては、前述のように現施設長(校長)が着任より1年未満であることから、前任者の研修受講状況で判断せざるを得ませんが、評価対象期間である2022(令和4)年度、2023(令和5)年度は全国自立支援施設長研修会への参加、2023(令和5)年度は中・長期計画(「成徳学校の今後について(中・長期計画と展望)」)に課題として掲げられている子供の性問題行動に関する研修への参加が確認できました。</p>		
Ⅱ—1—（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—（2）—① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目10で述べたように、施設長(校長)は過去に受審施設の職員として働いた経験を持ち、受審施設の良いところ、改善すべきところを理解しています。それだけに、よいところを継続しつつ、より開かれた施設として改善すべきこと、働きやすい職場にすべきであるという意欲を持ち、改善していきたいとの思いが、様々な発言や日頃の業務、子どもたちとのかかわりの中に確認できました*。</p> <p>*施設長(校長)は、受審施設内に住居を構え、他の職員らとともに昼食は子どもたちと一緒に取っています。住居はいつもオープンとなっており、職員の相談や悩みにいつでも対応できるような姿勢で業務に臨んでいます。</p>		
13	Ⅱ—1—（2）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目12で述べたように、施設長(校長)はより開かれた受審施設を目指して積極的に行動しています。具体的には、山陽新聞へのコラム掲載(全8回)をきつ</p>		

かけとして、公民館への出前講座を実施したり、実習受け入れの大学と交渉し3コマの出張講義を依頼し、実現しています。このように、自らの行動モデルを職員へ示すことで、評価項目 27 に関連しますが、今後は職員自らがもつ知識・技術・価値を使い広く社会貢献をするよう促しています。

## II—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>福祉人材(専門職)の確保については、本評価を初めて受審した当初から課題の1つとなっていました。現在では継続的な働きかけにより公認心理士が前回の評価時点よりも3人の増加、社会福祉士も1名の増加となっており、人材面での充実がうかがえます。但し、「小舎夫婦制」を採用していること、この考え方やしくみを今後継続していくための核となる「交代寮」の運営については、十分とは言えません。この運営を維持するための問題点や課題の整理と岡山県への働きかけが今後も求められます。</p>		
15	II—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>総合的な人事管理については、岡山県総務部人事課「人事評価制度」にもとづいておこなわれています。加えて、評価項目17で述べる「目標管理制度」がこの制度中で一体的に運用されています。一方、組織の特性上定期的な人事異動があり、評価項目40で指摘するように標準的な実施方法が整備されていないことが、総合的な人事管理にも影響を及ぼしかねないと推察されます。</p>		
II—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年次有給休暇取得日数：2022(令和4)年に約14日、2023(令和5)年に約14日、2024(令和6)年に約11日(2025年1月24日時点)となっており、厚生労働省「就労条件総合調査」2023年の10.9日よりやや多い日数の取得となっています。また、育児休業取得状況は、2022(令和4)年～2024(令和6)年に3人が取得しています。加えて、「小舎夫婦制」を基本方針とするゆえの断続勤務に伴う職員の休暇を含めたプライベートの確保については、寮長、副寮長以外に補助者*を設け、働きやすい職場への配慮がなされています。</p> <p>*補助者を設けることで、寮長、副寮長が対応できない場合のバックアップ体制の構築を図っていると同時に、補助者が子どもにとってのおじ、お婆の役割を担っている。</p>		

Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「期待する職員像」については、「岡山県立成徳学校 職員倫理綱領」が設けられそれが指針となっています。この指針は「年報」に記載され、配布の際職員が確認できるようになっています。また、職員一人ひとりの育成については、この指針をもとに、評価項目 15 で述べた岡山県総務部人事課「人事評価制度」に連動した「目標管理制度」に基づいて行われています。</p>		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年度初めの運営方針(単年度事業計画)によって教育・研修計画が策定されるとともに、このことは施設運営方針(2023 年度)「(7)職員の資質向上と職員研修」で明文化されています。具体的には、施設外研修(全国児童自立支援施設職員研修、中国・四国地区児童自立支援施設職員研修、中国地区専門委員会、岡山県児童養護施設等研究協議会研修)と施設内研修に整理され、実際には 2023(令和 5)年度 12(施設外 8、施設内 4)、2022(令和 4)年度 11(施設外 7、施設内 4)にそれぞれ派遣もしくは開催され、その内容は復命書や伝達研修で広く職員へ周知されています。</p>		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目 18 で述べた施設内外の研修に積極的に参加するとともに、職員自ら希望する研修についても施設長、副施設長の指示のもとなるべく参加できるよう支援を行っています。新人職員に対しては、寮長、副寮長の下で学べる体制を整えています。</p>		
Ⅱ—2—（4）実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>養成校からの実習生受け入れはもちろんのこと、地域連携や教育支援、関連機関との連携に視点を置いた各種見学・実習受け入れを積極的に行っています。具体的な実績(見学と実習)は、2023(令和 5)年度は地域連携として 547 人、教育機関として 1,244 人、支援連携機関として 522 人となっています。また、受け入れ態勢の強化として、現在空きとなっている 1 寮を実習生の宿泊施設として活用しています。</p>		

## Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設の運営状況は、前述の「年報」により関係機関に配布しています。また、見学者や実習生などには、評価項目 30 で述べる「児童自立支援施設 岡山県立成徳学校(少年の丘)」(リーフレット)や「児童自立支援施設 岡山県立成徳学校の概要」(パンフレット)を準備し、活用しています。一方、受審施設のホームページは存在しますが、更新がほとんどなされていません。今後はホームページの活用の方法や SNS の活用の可能性についても検討され、より開かれた受審施設となるための一助となることを希望します。</p>		
22	Ⅱ—3—（1）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>岡山県が規定する業務並びに会計監査を受けており、その内容は関係規定に則り広く公表されています。</p>		

#### Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（1）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（1）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所する子どもたちの自立生活を進めるためには地域における生活支援ネットワークの強化が重要になるとして、毎年度の運営方針、運営指針そして事業計画に「施設の社会化・児童の社会化」を掲げています。小舎夫婦制*をとる受審施設の職員家族で組織する成徳学校町内会は平井学区連合町内会に加盟しており、このつながりを通して地元地域との交流を深めています。具体的には連合町内会ホームページ内に成徳学校町内会の紹介ページを設けたり、町内会の各種行事への参加や受審施設内の場所・設備の提供・貸与、施設行事への招待など、今や受審施設は地域社会の一員として存在し、機能しています。現在のつながりをさらに強固にするため、厚生労働省「児童自立支援施設運営指針」が求める地域連絡協議会の設置も検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>* 職員夫婦(寮長・寮母)とその家族が小舎(少人数が生活する一戸建ての寮舎)に住み込み、家庭的な親子関係に似た生活環境の中で、入所する子どもに家庭的愛情による一貫性、継続性のある支援を行う児童自立支援施設に伝統的な支援方法。岡山県高梁市出身の留岡幸助氏(家庭学校創始者)が考案した家族主義による施設づくりからはじまる。</p>		

24	Ⅱ—4—（1）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>長い歴史のある施設だけに数多くの団体、個人がボランティア活動を行っています。BBS*や更生保護関係団体はもとより、企業のCSR(社会貢献活動)や市民・宗教団体、中には元プロ野球選手による講話・野球教室などもあり、年間約200人～300人のボランティアが活動をしています。また、活動内容もレクリエーションや交流、会食、スポーツ、学習支援など多様です。このほか、物品や食料品の寄付・寄贈もあり、入所する子どもたちの生活を潤しています。</p> <p>これらボランティア活動の受け入れ体制は長年の経験によって慣例化しており、特に支障をきたしているわけではありません。しかし、ボランティアの受け入れに関する基本姿勢は確認する限り見当たりません。また、マニュアルは整備されていますが、職員に広く周知されておらず、自己評価結果によると「内容の見直しが必要」との指摘も挙がっています。多くの善意を今以上に生かすためにも、尚一層の取り組みを期待しています。</p> <p>*BBS運動(Big Brothers and Sisters Movement)は20世紀初めにアメリカで生まれた非行少年や生きづらさを抱えた子ども、若者の支援を行う青年ボランティア。日本では戦後まもなくに京都ではじまり、その後、日本BBS連盟が結成されて全国に広がっていった。岡山県BBS連盟は岡山保護観察所内に事務局を置いている。</p>		
Ⅱ—4—（2）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設に入所する子どもは岡山県内全域、中には県外の出身者もいるため、対象となる地域は広範囲にわたります。受審施設では、毎年度はじめに関係機関や社会資源の一覧表を作成し、職員に配布して周知を図っています。また、措置元の児童相談所の児童福祉司を招き連絡会議や授業参観を行っています。さらに入所する子どもの出身校と連絡会を開催するなど出身地域とのつながりを意識した取り組みを行っています。これとは別に、受審施設内に設置する緑ヶ丘中学校も地域協働学校連絡協議会に参加し、地元の幼稚園・小学校・中学校と交流を図っています。</p>		
Ⅱ—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目23のとおり、成徳学校自治会と平井学区連合町内会の関係性を軸に地元地域の生活ニーズを把握することが可能です。また、岡山県内に唯一の児童自立支援施設として、全県域をエリアとする広範な福祉ニーズを把握することも可能です。しかし、残念ながら受審施設がこれまでに培ってきた専門性を地域に提</p>		

<p>供する体制は整備されていません。折しも「施設の社会化」を掲げる受審施設にあっては、住民や関係機関に対する相談支援などを通して社会福祉法が要請する「地域福祉の推進」を実現するための第一歩を踏み出されてはいかがでしょうか（評価項目 27）。</p>		
27	<p>Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>平井学区連合町内会が開催するクリーン作戦やコミュニティ運動会、防災訓練などに参加しています。また、平井プレイパークやナイトトラップ（いずれも地元の東山公民館主催）、花火大会打ち上げ場所の提供、さらに受審施設内にある農園の芋掘りに地元の保育園・幼稚園児を招く取り組みも行っています。加えて、地域資源として受審施設内のグラウンドや武道館、米山会館（ホール）などを市民サークル・団体に貸し出しています。このほか、最近では校長が県内の大学や専門学校、民生委員児童委員などに対して講義、講話を行い、児童自立支援施設の役割を啓発する取り組みなどもはじめています。</p> <p>一方、評価項目 26 に連動した福祉ニーズに対応する活動は今のところ見られません。「施設の社会化」を実現するためにも、例えば「児童自立支援施設運営指針」や同「ハンドブック」が例示する専門相談（少年非行や障害など）の実施など、受審施設のもつ専門機能を地域社会に提供する取り組みを検討いただきたいと考えます。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

### Ⅲ—1 子ども本位の支援

		<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅲ—1—（1）子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	<p>Ⅲ—1—（1）—① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	<p>①・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設は、「“WITH の精神” を基盤に「児童の権利擁護」を推進し、「児童の最善の利益」を追及することが我々の使命である」（運営理念）と宣誓しています。また、施設運営方針においても「児童の権利擁護」を掲げ、4 つの具体的な取り組みの柱と 8 つの実施方法を示しています。このほか、職員倫理要領も定めています。新しい取り組みとして入所する子どもに対して職員が聞き取りを行う「暴力防止アンケート」も始めたところです。</p> <p>加えて、職員向け権利擁護チェックシートを開発し、定期的実施されるなどの取り組みを提案します。</p>		
29	<p>Ⅲ—1—（1）—② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。</p>	<p>a・b・c</p>

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所する子どもの居室は1部屋あたり2~4人の相部屋です。必要に応じて2人部屋を個室として使用する場合がありますが常には使用していません。一人ひとりのスペースに間仕切りなどはありますが、プライバシー保護の観点から十分とは言いがたい状況にあります。そこで、個室化の是非について職員に質問をしたところ、プライバシー配慮の面からすれば必要だと思うが、子どもの特性によっては常に見守りが必要な場合もあり、ディレンマ(葛藤)を抱えているとのことでした。なお、プライバシー保護に関する指針・ガイドライン類を確認することができませんでした。支援の必要上、プライバシー保護に制約があるのであれば、人権と支援のバランスを保つべく何らかの基準を設けておく必要はないでしょうか。</p>		
<p>Ⅲ—1—(2) 支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設は施設運営方針の中で、児童の権利擁護を実現するための具体的な取り組みの第一に「施設入所に先立つ施設見学及び施設生活の説明(事前説明)」を挙げています。これに基づき、入所予定の子どもやその保護者に対しては可能な限り事前見学を行うよう促しています。見学時には「児童自立支援施設 岡山県立成徳学校(少年の丘)」(リーフレット)を渡して説明を行っています。カラー刷りの三つ折りリーフレットには、沿革(歴史)、運営機構、年間行事や施設でのくらしなどが詳細に書かれています。写真もふんだんに使われており、やや文字が小さいことを除けば見やすく構成されています。なお、文字による理解が難しい子どもや保護者に対しては一人ひとりの状態に合わせて説明方法を工夫しています。</p>		
31	<p>Ⅲ—1—(2)—② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所は子ども、保護者の同意を得ることを前提としています。受審施設では子どもや保護者が意思決定(判断)をしやすいようリーフレット(評価項目30)による説明のほか、「入所のしおり」(子ども向け・保護者向け)、「成徳学校の暮らしとともに(権利ノート)」などを用いて説明を行っています。また、書面による理解をしづらい子どもや保護者に対しては、理解度を確認しながら口頭での説明を工夫しています。なお、受審施設では児童の権利擁護を実現するための具体的な取り組みとして「入所時における施設利用目的の確認(児童の意思表示)」(施設運営方針)を行うこととしています。</p>		
32	<p>Ⅲ—1—(2)—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設では入所する子どもの退所に備えて「アフターケア実施要領」を策定し、</p>		

<p>寮の担当職員・家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)・自立支援担当職員が協働して支援を行っています。具体的には、進学・復学先の学校や就職先、転入先施設などとの連絡調整をはじめ、家庭環境・交友関係・地域環境の調整、日常生活の支援、問題行動やトラブル発生時の対応などです。また、これらに備えて入所中から児童相談所や出身地の小中学校、関係機関の教職員を集めて定期的に「◇◇くん／〇〇さんの応援会議」を開催しています。他方、子ども自身には「成徳学校の暮らしとともに(権利ノート)」内に「退所後も関わりがあるよ」の項目を設け、アフターケアに取り組む姿勢とその内容を示しています。なお、職員へのインタビューによると退所した子どもはもとより、ときにはその保護者からも連絡があるとのことであり、職員はその都度相談に応じ、記録に残しています。</p>		
<p>Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭舎(寮)の担当職員が定期的また随時に生活場面面談などを行い生活の様子や課題、希望を聞き取っています。これとは別に心理担当職員(臨床心理士・公認心理士)が毎月1回入所する子ども一人ひとりに面談を行っています。これとは別に、併設する緑ヶ丘中学校では毎朝「健康チェック」を、また2週間に1度程度「こころの健康チェック」を行い、生活の様子をこまめに確認しています。このほか、2025(令和7)年度からは苦情解決第三者委員が年に一度、入所する子ども一人ひとりと面談を行い生活の様子を確認する予定です(評価項目34)。</p> <p>一方で、前回の第三者評価時まで実施していた「くらしアンケート」は行われていません。それに代えて現在は寮担当職員の聞き取りによる「暴力防止アンケート」をはじめました。その理由を尋ねたところ受審施設内で発生したあるできごとを契機に職員で協議を重ねた結果、暴力防止に関するアンケートのみを行う方針に転換したとのことです。暴力防止アンケートの主旨や必要性は十分に理解できるものの、質問内容が暴力防止に特化された分、生活全般にわたる状況や課題を把握することができなくなりました。願わくは「くらしアンケート」の再開(暴力防止アンケートとくらしアンケートをともに実施)を検討いただけないでしょうか。また、それが煩わしい場合、先ほど記した緑ヶ丘中学校の健康チェック・こころの健康チェックや実施予定の苦情解決第三者委員の面談記録、さらに自立支援計画を作成する際に子ども自身が記入する「成徳学校に来てから〇ヶ月／〇年」の使用目的を広げ、質問項目も工夫をすれば子どもの生活状況を把握することが可能です。ただし、その場合は個々に行われる取組みを集約して一つにまとめあげるしくみづくりが欠かせず、現状ではそれを確認することができません。</p>		
<p>Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		



苦情解決にあたっては「苦情解決要領」を策定し、苦情解決責任者(校長)、苦情解決担当者(指導課長・緑が丘中学校教務主任・指導課職員1名)、第三者委員(大学教員・弁護士・元校長)を設置しています。また、受審施設独自の取り組みとして苦情解決責任者の補助者(副校長・緑が丘中学校長)を置いています。

各者の名前と役職は顔写真付きのボードを作成し、職員室内や教室付近の廊下に掲示しています。顔写真を付ける理由について職員は、文字では伝わりづらい子どもに対応するため写真(視覚情報)を加えたと説明しています。受審施設がもつ専門性に根差した効果的な取り組みだと考えます。なお、ボードに第三者委員への連絡方法が書かれていませんので明記を検討ください。加えて、このボードを本館玄関付近や各寮にも掲示すると、なお一層効果的だと考えます。

このほか、受審施設では苦情解決第三者委員が年に一度、入所する子ども一人ひとりと面談を行い、生活の様子を聞き取る準備を整えており、2025(令和7)年度から実施する予定です。他の範にふさわしい取り組みであり、その成果を期待します。

35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>

入所する子どもに配布する「成徳学校の暮らしとともに(権利ノート)」内に「自分の思いを言いたい時は?」、「『意見箱』って何?」、「いじめ、暴力があった時には?」などの項目を設け説明しています。また、同冊子内に「寮の先生」、「あなたの言いやすい先生」、「個別に対応してくれる先生」、「養護の先生」、「児童相談所の先生」、「出身小・中学校の先生」など、具体例を挙げて複数の相談先を示しています。また、冊子の巻末には「困った時の連絡先」として岡山県内の児童相談所などの住所、連絡先を明記しています。このほか、新たな取り組みとして始めた「暴力防止アンケート」は、子ども自身が自分で権利(侵害)を訴えることができるようにするねらいもあります。

入所する子どもからの意見は寮や教室での日常的な会話や生活場面面談、心理担当職員(臨床心理士・公認心理士)の面談などのほか、意見箱への投函によって把握します。このうち、寮に関する意見は寮内で担当職員(寮長・寮母・副寮長)と子どもが協議し対応を決め、受審施設の会議・委員会に報告します。また、受審施設全体に関わることはそれを所管する各種会議・委員会で対応を検討します。なお、子どもからの相談に対しては各寮の個室や本館の面接室などを使っています。

36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

入所する子どもからの意見の多くは寮や教室での日常的な会話や生活場面面談、心理担当職員(臨床心理士・公認心理士)の面談などのほか、意見箱への投函によって把握します。このうち意見箱は以前から本館の1・2階間の階段踊り場に設置していましたが、2024(令和6)年度から計4カ所に増設しました。また、意見

<p>箱に投函する用紙も各寮に設置することとし、意見を述べやすい環境づくりを進めています。これらの方法によって把握した意見は児童自立専門員会(児専会)で協議し、対応方法を決めます。このほか「子どもの意見表明権の表明についてのワークショップ」を開催し、入所する子どもから直接意見を聴き職員間で協議するなどの取り組みも行っています。</p>		
<p>Ⅲ—1—(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>危機管理委員会、防災管理委員会を設置して発生するリスクに備えています。また、職員研修も随時行っています。入所する子どもの安全管理の一つとして、新たに職員の聞き取りによる「暴力防止アンケート」をはじめました。そして、実際に何らかの事案が発生した場合は、職員会議や各種委員会で報告、検討しています。一方、ヒヤリハット報告などリスクを予防する取り組みは十分ではありません。また、取り決めた対応策(マニュアル類)の見直し、改善も行われている記録が見当たりません。</p>		
38	<p>Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>新型コロナウイルス感染症の大流行を教訓に、受審施設では感染症予防と発生時の拡大防止策を整え直しました。「小舎夫婦制」をとり職員と子どもが寝食を共にする受審施設にあっては、自ずと集団感染の可能性も増します。そこで、「感染症対応マニュアル」には、感染者をたちばな寮・さざんか寮(多目的寮)に移動させて分離する、1寮内に感染者が3人以上発生した場合は寮を閉鎖するなど規定も設けています。なお、職員には研修のほか各種会議、委員会などで感染症に関する情報を提供しています。</p>		
39	<p>Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>防災管理委員会を設置したうえで、「職員緊急連絡網」、「災害時緊急対応マニュアル」(大規模地震・火災・不審者対応・Jアラートを想定)、「非常災害時給食対応マニュアル」を整備しています。また、全体または寮単位の避難訓練を月に1回、消防署等の外部を招いた訓練を学期に1回実施しており、時には抜き打ちの訓練もあります。なお、食糧備蓄は寮ごとに保管しており、写真入りの明瞭な備蓄リストも整えられています。</p> <p>このほか、併設する緑ヶ丘中学校では、神戸港震災メモリアルパークや阪神・淡路大震災記念防災未来センター(いずれも兵庫県神戸市)の見学を行うなど「震災・防災学習」にも力を入れています。</p>		

### Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—（1）支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—（1）—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年度はじめに「運営方針」を定め、受審施設全体の支援を方向づけています。一方、各寮における支援の標準的な実施方法は定められていません。このことについて「小舎夫婦制」を取る受審施設では、夫婦の特性や個性が最大限に発揮されることが、また、子どもの状況に応じて支援方法を柔軟に変えていくことがよりよい支援につながるとする伝統的な考え方によって、マニュアル化を是としない文化が根づいているからだと説明しています。</p> <p>家庭的な環境の中で愛情と信頼によって子どもたちを支援する児童自立支援施設ならではの考え方であり、130年を超える歴史の中で受け継がれてきた諸先輩職員からの教えを引き継ぐことは大切なことだと思われます。であるがゆえに、折しも児童自立支援施設に求められる役割が大きく変化しつつある昨今、長年にわたり培われた知技能を次の世代(後世)へ確実に承継することが求められているのではないのでしょうか。</p> <p>これとは別に今日、福祉サービスの各分野では支援内容の自己評価(チェック)や根拠(エビデンス)に基づく支援の実施が求められています。とりわけて受審施設のように寮単位の「小舎夫婦制」をとる支援形態にあっては、恣意的な支援を排除し、支援の正当性(正統性)を明らかにすることが極めて重要だと考えます。受審施設では応援会議の開催や支援計画作成(更新)時に全自立支援専門員による検討を行うなど、これまでも積極的な改善を行っています。そこで今一度改めて支援の標準化(文書化)を時代の要請と受け止め直し、次のステップとして、例えば各寮における日々の支援内容(子どもとのかかわり方)まで踏み込んだ標準化(文書化)に向かわれてはいかがでしょうか。そのためにまずは各寮に共通している支援のパターンをあぶり出すことなどから取り組みはじめられることをお勧めいたします。受審施設内で折に触れ見聞きする「守るべきは守り、変えるべきは変える」に期待するところであります。</p>		
41	Ⅲ—2—（1）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設の「運営指針」は、事業計画のような性格をもつことから毎年、内容の確認を行い年度はじめに公表しています。なお、評価項目40のとおり支援の標準的な実施方法は受審施設の意向によって定めていませんので、自ずから見直しも行われていません。支援に関する課題が生じた場合は、その都度、関係する会議・委員会で協議を行い改善しています。</p>		
Ⅲ—2—（2）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援計画は定められた手順に則りアセスメントを行っています。策定にあたっては保護者や児童相談所、平井小学校分校・緑ヶ丘中学校教員などと事前に協議を行ったうえで、各寮担当職員(寮長・寮母・副寮長)の協議を経て寮長が作成し、その後、寮長→計画担当者→児童自立専門員会(児専会)→指導課長→副校長→校長の順に稟議、決裁をして決定します。</p>		
43	<p>Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援計画は、子ども一人ひとりの入所日から所定の年月が経過した都度、個別に作成しています。したがって、毎月のように計画の見直し作業を行う場合もあり得るとのことです。計画見直しの時期が近づくと子どもに対して「成徳学校に来て〇ヵ月／〇年」と題したアンケートの記入、提出を求めます。その後、「◇◇くん／〇〇さんの応援会議」(児童相談所職員や出身小中学校の教員などが参加)を開いて支援の方向性を導き、以降は評価項目42のとおり、各寮内の協議を経て寮長が作成し、寮長→計画担当者→児童自立専門員会(児専会)→指導課長→副校長→校長の順に稟議、決裁をします。</p> <p>なお、受審施設では2023(令和5)年度に職員を対象とした「児童自立支援計画に関するアンケート」を実施するなど自立支援計画書式の見直しにも取り組んでいます。</p>		
<p>Ⅲ—2—(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>寮日誌や児童育成記録などに各職員が記録を行っています。また、受審施設内には情報共有システムも整備しており、自立支援計画や各種記録を供覧することができます。また、受審施設内には児童自立専門員会をはじめ、実にさまざまな会議・委員会があり、概ね月に1回のペースで開催して逐一、情報交換や共有を図っています。</p> <p>一方、自己評価結果によると職員によって記録に偏りがあるとの意見も挙がっています。訪問調査時に確認した範囲で際立った差異は見受けられませんでした。この意見を前向きにとらえ次なるステップとして記録の標準化に向けた取り組みをはじめられてはいかがでしょうか。</p>		
45	<p>Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>岡山県の個人情報保護に関する諸規程に基づき管理を行っています。また、全職員を対象に「岡山県情報セキュリティ自己点検」を年に1回以上実施しています。このほか、「個人情報(児童)の問い合わせへの対応」を定め、想定される問い合わせ事例に応じた対応方法を明らかにしています。</p>		

## 内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

### A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが安心できる生活、信頼し合える人間関係が構築できるような工夫がされています。まずは職員が率先して見本となり行動するために、日々の研鑽と共に、研修に参加、復命で共有しています。各種記録だけでなく、聞き取りの中でも上記のことを確認することができました。</p>		
A②	A—1—（1）—② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	a・Ⓑ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ルールについての細やかな規定はありませんが、行動制限する場合においては、必要時、個別のケース会議が開催され、全体に共有するしくみができています。それぞれの達成目標や課題に応じて、子ども自身が自ら考え、行動できるように職員の支援も取り入れて、支援が行われています。余暇活動時間が多く取り入れられていることも特徴と言えます。</p> <p>学校では、男女が話はしないというルールがありますが、退所後や社会に出た時のために、適切なコミュニケーション方法を入所時に身に着けられる機会になればと期待します。</p>		
A③	A—1—（1）—③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所時に使用する、「成徳学校の暮らしとともに(権利ノート)」や「成徳学校のしおり」には、子どもが理解できるような言葉遣い、ふりがながふられ、それをもとに説明が行われています。また、聞き取りにより、暴力防止のアンケートを実施し、子どもが理解できるように説明の機会が設けられています。</p>		
A—1—（2）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（2）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「岡山県立成徳学校 職員倫理綱領」において、基本的人権の尊重と、子どもの権利擁護の遵守が謳われています。毎年自己評価が実施され、子どもの支援について振り返りが行われています。</p> <p>また、意見箱が設置され、意見が入ったものについて、回答内容を調整会議に</p>		

<p>語り、回答されています。加えて、寮内でのミーティングの話題にもあげ、一緒に考えるきっかけとしています。</p>		
<p>A—1—(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活</p>		
A⑤	<p>A—1—(3)—① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。</p>	<p>①・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「小舎夫婦制」の支援で、住み込みをして支援が行われています。寝食を共にしながら、寮ごとに生活、学習、運動や余暇活動などの過ごし方が決まっており、その中で、それぞれの子供が選択して過ごすことができます。主体的に考えることが苦手な子供については、具体的なイメージが湧くように伝え、示し、一緒に考え取り組むように支援をしています。</p>		
A⑥	<p>A—1—(4)—① 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。</p>	<p>①・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>特に退所後1年は重点的な支援を行っており、家庭訪問、メールや電話での相談を受け付けています。児童相談所や地域の関係機関等と連携を図りながら、切れ目のない継続的な支援を行っています。受審施設の行事に呼びかけを行い、気軽に参加できるように工夫されています。このほか、退所後の子供に対する通所の相談支援も行っています。(評価項目 <u>A25</u>)</p>		

## A—2 支援の質の確保

<p>A—2—(1) 支援の基本</p>		
A⑦	<p>A—2—(1)—① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。</p>	<p>①・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「小舎夫婦制」を採用しており、夫婦の職員と副寮長が住み込みにより、寝食を共に家庭的な雰囲気での支援が行われています。エネルギー不足とみられる子供が多いことから、職員から率先して大切にす、大切にされる経験を積み上げられるように支援をしています。子供のスモールステップを大切にし、そのことを伝えあい、喜び、自己肯定感と他者理解が深められるように声掛けをしています。</p>		
A⑧	<p>A—2—(1)—② 子供の協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。</p>	<p>①・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設、学校の大きな単位でのルールと共に、各寮の小さな単位での約束事を子供の年齢、発達段階によって、理解できるような声掛け、分かりやすい文書で示しています。生活場面、余暇活動等たくさんの経験の中で、主体的な活動と協調性を養うことを習得できるよう、職員が手本となり、支援が行われています。</p>		

A⑨	A-2-(1)-③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>加害行為のマニュアルが作成され、加害行為の経過について、各関係者に周知されています。万が一、加害行為があった場合、医療機関の受診をしており、再発防止に向けた面接、作文などを通して、子ども自身の振り返りや、成長につなげられるような支援が行われています。また、性加害があった場合には、児童相談所の心理士による性加害プログラムを受けています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑩	A-2-(2)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>定期的に給食委員会が開催され、給食委託業者の意見も取り入れながら、献立作り、調理が行われ、提供されています。昼食は、寮職員、学校教員、栄養士等支援する職員と一緒に食べており、和やかな雰囲気での食事時間としています。行事食、年3回のバイキングメニューなど、季節に応じた献立作りがなされています。また、農園で収穫された野菜を食事で提供しています。加えて、子どもから献立アンケートを実施し、メニューに反映しています。今後は、調理実習も実施予定とのことです。</p>		
A-2-(3) 日常生活等の支援		
A⑪	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちは、常に衣類は清潔で、季節に合わせた服が提供されています。下着や汚れた時には着替えることができる衣類が、着まわしできるように提供されています。登校時には制服、午後からの作業時には運動着を着て、寮での服、外出時の服とTP0に合わせた服装に変更できるよう支援されています。</p>		
A⑫	A-2-(3)-② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>玄関には、子どもが作った陶芸品や植物が置かれ、温かい雰囲気になっており、毎日の掃除や環境整備が行われ、清潔に保たれています。居室内では、ベッドの下に机がある家具が配置され、摺りガラスやカーテンを設置し、プライベートな空間の確保がされています。共有スペースには、テレビやDVDが見えるようにしてあり、子どもが楽しめる環境が整備されています。また、タイムアウトができる面接室が設けられています。安全配慮のため完全個室にはしていませんが、子どもの状況や特別な配慮が必要な場合2室の個室が利用できるようになっています。今後期待されることとして、中学生以上、施設退所前などプライバシーの保護と、新たな環境で生活を迎える準備として、個室化の検討をしてみています。</p>		

いかがでしょうか。		
A⑬	A 2—(3)—③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	a・⑬・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>スポーツ活動、文化活動、どちらも男女に分かれて活動がされています。男子は、放課後に野球、柔道、駅伝・マラソンに取り組んでいます。野球では中四国B大会で上位の成績が収められています。女子は、バレー、女子柔道に取り組んでいます。スポーツ活動は、教育・療法の一貫として捉えられていますが、嫌がる子どももあり、人数の関係もありますが、同一種目を一緒にするというだけでなく、文化活動に力を入れるなど選択肢の幅が広がることを期待します。</p> <p>文化活動は、音楽、陶芸、木工、美術、太鼓、茶道など子どもたちの選択した活動ができます。茶道では、学校祭で着物を着て、もてなす機会があります。</p>		
A—2—(4) 健康管理		
A⑭	A—2—(4)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	⑭・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>発達障害がある子どもも多いことから、嘱託医である精神科医の相談、受診、養護教員や児童相談所との連携や医療機関との連携を密にしており、受診同行、服薬確認が行われています。感染症マニュアルが整備されており、発生した場合には、個室対応にするなど、迅速な対応が行われています。また、体調不良時には、近医への受診を職員同行のもと行われています。</p>		
A⑮	A—2—(4)—② 身体の健康(清潔、病気等)や安全について自己管理ができるよう支援している。	⑮・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目A⑭の記述にあるように、嘱託医、養護教諭、医療機関と連携をしています。食事、睡眠、歯磨き、爪切りなど基本的な健康習慣が身につけられるように日常的に支援が行われています。</p>		
A—2—(5) 性に関する教育		
A⑯	A—2—(5)—① 性に関する教育の機会を設けている。	⑯・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所時に性について子どもたちに説明が行われています。入浴時、プライベートゾーンについて、理解しやすいように話をしています。全体では、性教育のリーフレットや外部講師による講座を実施しています。また、職員も性教育についての勉強会を行い、日々の支援に繋げています。</p>		
A—2—(6) 行動上の問題に対する対応		
A⑰	A—2—(6)—① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	⑰・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所時に施設内の暴力、いじめ、差別について「成徳学校せいかつのしおり」</p>		



<p>を使い説明を行っています。心理担当職員を中心として、感情のコントロール、怒りの尺度を使い、子どもたちにある状態把握も行い、教育も行われています。「暴力防止アンケート」や「意見箱」を利用し、言いにくいことも伝えられるような機会を設けています。部屋割りについて、子どもたちの意見と共に、関係性をみながら配慮しています。暴力やいじめが発覚した場合だけでなく、気になることがあれば、学校、児童相談所とも共有しながら、支援を行っています。</p>		
A⑱	A—2—(6)—② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども自身のこだわりが外せないなど支援や配慮が必要な子どもが増えており、各寮、受審施設全体、学校、児童相談所等と情報共有をしながら、支援を行っています。「入所児童緊急対応マニュアル」を作成しており、指導課長を中心として、対応しています。行動上の問題が起こった場合、観察、記録をし、寮長、心理担当職員との面接が行われ、防止策についても検討され、子どもたちにも働きかけを行っています。重大な事案については、問題行動再発防止検討委員会が設置され、対応を行っています。</p>		
A—2—(7) 心理的ケア		
A⑲	A—2—(7)—① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>専任の心理担当職員が配置されています。月1回の定期的な面接に加え、課題・問題が生じた場合は週1回の面接が行われています。面接時間は運動の初めの時間を利用し、子どもの活動時間の配慮がされています。心理的アプローチにより、心理面接がなされています。ソーシャルスキルトレーニングが必要な子どもの増加に加え、専門的なトラウマケアや性加害治療プログラムの実施が行われています。また、月2回の精神科の嘱託医への相談、指示を受けており、担当の寮担当職員への報告、全体への報告が回覧されています。</p>		
A—2—(8) 学校教育、学習支援等		
A⑳	A—2—(8)—① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>朝礼、各種会議が受審施設職員、教員と合同で開催されています。施設職員は授業時間に同席、全学校職員は子どもたちの寮に行き、昼食を一緒に食べており、さまざまな子どもの様子と一緒に見えています。また、応援会議では、受審施設、通っている教員、原籍校の教員が参加し、個人目標と、学校での目標を合わせ、支援の統一化と共有が図られています。</p>		
A㉑	A—2—(8)—② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>併設学校と受審施設と連携し、寮を1つのグループとして、チームミーティング</p>		

<p>グにより授業が行われています。学校には寮担当職員が同席し、子どもに合う指導が行われるようにしています。また、原籍校へ通うことを想定し、共有しながら進路指導を行っています。受験を希望する子どもには、敷地内で個別に学習支援を行っています。</p>		
A⑳	A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設内にある農場で、栽培から収穫、収穫したものを調理し食べる一連の流れを知るとともに、達成感を味わうことができるようになっています。中学2年生以上を対象として、「職場体験学習」を中学校と協同し行っています。体験場所も子どもたちの興味あることやできそうなこと、できることなど幅広い分野が用意されています。職場でのマナーや働くことの喜びの経験ができるように、事前学習、事後学習にも力を入れています。</p>		
A㉑	A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>進路指導は、進学希望先の学校調べやオープンスクールへの参加などについて、子ども、保護者の希望も取り入れ、寮担当、児童相談所、学校が一体となって、行っています。子どもの希望する業務内容、収入や資格取得など、自分で調べてまとめと学習ができるように寮と学校がアドバイスをしながら、支援しています。</p>		
A-2-(9) 親子関係の再構築支援等		
A㉒	A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所時から、子どもや保護者の気持ちを聴き、相談にのっています。児童相談所と連携しながら、面会、帰宅訓練、夏休み、冬休みの帰省を行い、家庭復帰を目指しています。また、帰省した場合には、電話連絡や家庭訪問を行うなどし、家庭での生活の様子について、子ども、保護者共に支援を行っています。退所後は家庭支援専門相談員が退所後月1回の訪問をしています。</p>		
A-2-(10) 通所による支援		
A㉓	A-2-(10)-① 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設では退所後の子どもやその保護者との交流や相談を通所による支援と位置づけています。評価項目 A⑥のとおり行事の参加呼びかけやいつでも相談できる体制づくりが行われており、継続的な支援が行われています。支援の継続により、子どもが親になった時にも、寮を訪れ近況報告や相談ができています。</p> <p>一方、地域の子どもに対する通所事業の実施は、いわゆる“WITH”の精神を基盤とする受審施設の理念や支援技術、そして何よりも現在入所中の子どもに対する影響などを考えると、より慎重にならざるを得ない面もあり得ると考えます。</p>		

そこでまずは、その実現可能性についての研究からはじめられてはいかがでしょうか。また、その際には評価項目 26・27 と相まって考究されることを提案します。